

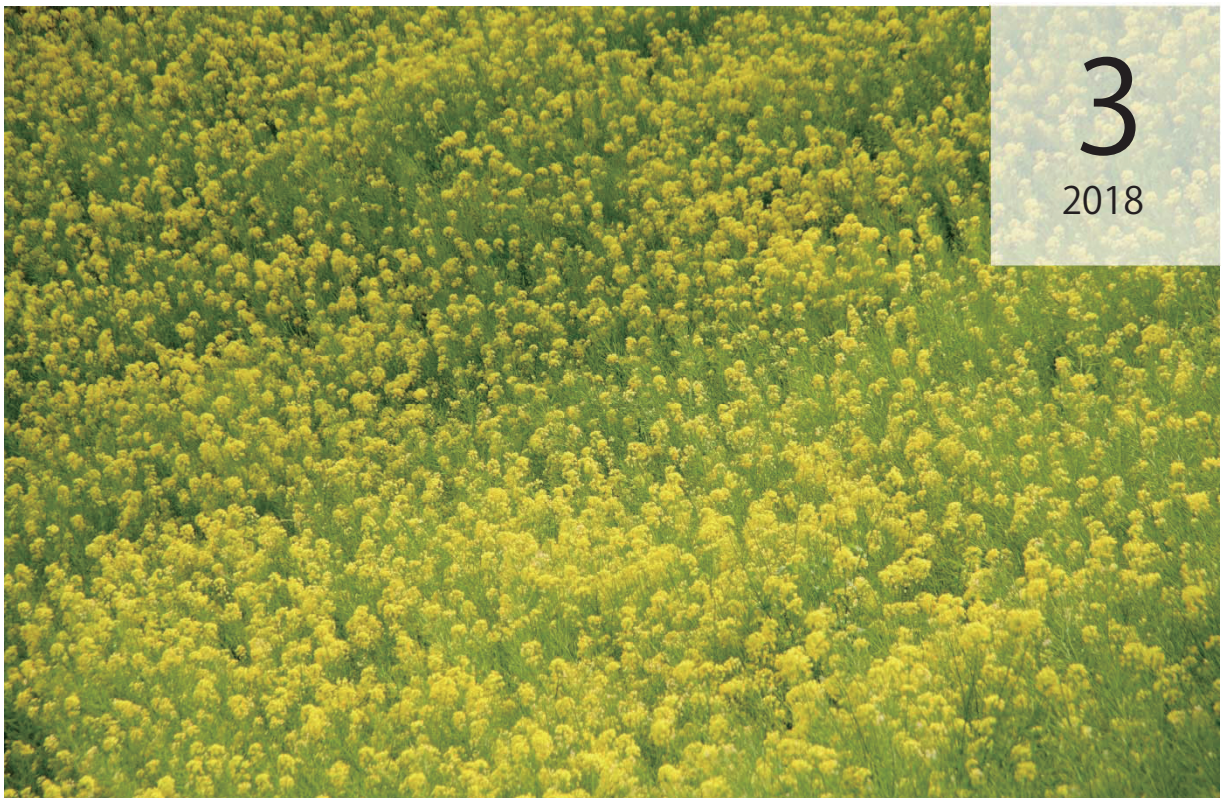
人材開発協会 会報

第25号

経営労務情報

平成30年3月26日

今年も年度末を迎えます。いろいろと動きが多くなる時期ですが、皆様、然るべき手続きはお済みでしょうか？



発行人：人材開発協会
理事長 湯瀬正博

東京都千代田区飯田橋 2-11-5 人材開発ビル
TEL 03-6380-8530 / FAX 03-5215-1734

労基署に労働時間改善指導 援助チームが設置されました。

働き方改革により、労働時間の削減が社会的なテーマとしてかなり浸透してきたように感じています。

企業の動向では残業時間の削減や、労働時間を短縮する方向となっています。

まさにそれを後押しするように、4月1日から、全国の労働基準監督署で「労働時間改善指導・援助チーム」なるものが、編成されております。

これは「労働時間相談・支援班」と「調査・指導班」の2つで編成されています。「労働時間相談・支援班」では、主に中小企業の事業主に対し、法令に関する知識や労務管理体制についての相談への対応や支援を行うことを目的としているとのこと。（我々から見ますと大企業のほうが危ないと考えているのですが）



具体的には、労働時間相談・支援コーナーで、窓口と電話で、以下の相談を受け付けることになります。

- ・ 時間外・休日労働協定(36 協定)を含む労働時間制度全般に関する相談
- ・ 変形労働時間制などの労働時間に関する制度の導入に関する相談
- ・ 長時間労働の削減に向けた取組に関するご相談
- ・ 労働時間などの設定についての改善に取り組む際に利用可能な助成金の案内



「調査・指導班」では、「労働時間改善特別対策監督官」として任命された労働基準監督官が、長時間労働の抑制と過重労働による健康障害の防止のため、監督指導を行うこと等が予定されています。

このような新たな組織を作り「労働時間改善指導」を強化してくることになるため今後、更に労働基準監督署の労働時間に関する調査・指導が多くなることが想定されます。

いつでも調査に対応できるような労働環境の整備に取り組む必要性に迫られることを想定しなくてはならないと考えます。





3月分より協会けんぽの 健康保険料率・介護保険料率が 変更になります

全国健康保険協会（協会けんぽ）の健康保険料率および介護保険料率は、毎年3月分（4月納付分）から見直しが行われます。今年度の健康保険料率については各都道府県によって、引上げ・引下げ・据え置きに分かれ、介護保険料率は引下げ（全国一律）となります。料率を確認し、徴収のタイミング間違いや保険料率の変更もれがないようにしましょう。



1.3月分からの 協会けんぽの健康保険料率

協会けんぽの保険料率は、平成21年9月より、全国一律の保険料率から、各都道府県支部別の保険料率に変更されています。平成30年3月分から適用される健康保険料率は下表のとおりとなりました。

全都道府県のうち、もっとも高い保険料率は佐賀県の10.61%、もっとも低い保険料率は新潟県の9.63%となっており、佐賀県と新潟県の保険料は0.98%の開きがあります。

介護保険の保険料率は毎年見直しが行われますが、平成30年3月分からは、1.65%から1.57%へ引下げられます。

2.任意継続被保険者の上限額

健康保険の資格を喪失した後も、手続きをすることでこれまで加入していた健康保険に任意で継続加入することができる制度があります（任意継続被保険者）。任意継続被保険者は、①資格を喪失した時の標準報酬月額、②前年（1月から3月までの標準報酬月額については、前々年）の9月30日時点におけるすべての協会けんぽの被保険者の標準報酬月額の平均額、のいずれか少ない額が標準報酬月額となります。この②の額について、平成30年度は28万円となることが決定しました。

平成30年3月分からの健康保険料率（各都道府県支部別）

支部	新保険料率	支部	新保険料率	支部	新保険料率	支部	新保険料率
北海道	10.25%	東京都	9.90%	滋賀県	9.84%	香川県	10.23%
青森県	9.96%	神奈川県	9.93%	京都府	10.02%	愛媛県	10.10%
岩手県	9.84%	新潟県	9.63%	大阪府	10.17%	高知県	10.14%
宮城県	10.05%	富山県	9.81%	兵庫県	10.10%	福岡県	10.23%
秋田県	10.13%	石川県	10.04%	奈良県	10.03%	佐賀県	10.61%
山形県	10.04%	福井県	9.98%	和歌山県	10.08%	長崎県	10.20%
福島県	9.79%	山梨県	9.96%	鳥取県	9.96%	熊本県	10.13%
茨城県	9.90%	長野県	9.71%	島根県	10.13%	大分県	10.26%
栃木県	9.92%	岐阜県	9.91%	岡山県	10.15%	宮崎県	9.97%
群馬県	9.91%	静岡県	9.77%	広島県	10.00%	鹿児島県	10.11%
埼玉県	9.85%	愛知県	9.90%	山口県	10.18%	沖縄県	9.93%
千葉県	9.89%	三重県	9.90%	徳島県	10.28%		



平成30年度以降に変更が 予定される キャリアアップ助成金

厚生労働省では、有期契約労働者を正社員に転換する際や有期契約労働者の処遇の見直しを行う際の支援として、キャリアアップ助成金という制度を設けています。平成30年度以降、このキャリアアップ助成金のうち、3つのコース（正社員化コース、賃金規定等共通化コース、諸手当制度共通化コース）において拡充等が行われ、人材育成コースが人材開発支援助成金に統合される予定です。そこで、この中から正社員化コースと諸手当制度共通化コースの内容をとり上げます。



1. 正社員化コース

正社員化コースとは有期契約労働者を正社員、または無期雇用労働者に転換した場合等に、助成金が支給されるものです。支給額は以下のようになっています。

- ①有期契約労働者を正社員に転換した場合
1人当たり57万円[42万7,500円]
- ②有期契約労働者を無期雇用労働者に転換した場合
1人当たり28万5,000円[21万3,750円]
- ③無期雇用労働者を正社員に転換した場合
1人当たり28万5,000円[21万3,750円]

今回の変更点は2つあり、1点目は、上記①～③を合わせて1年度1事業所当たりの支給申請上限人数が15人までとされているものが、20人に拡充されます。2点目は以下の2つが支給要件として追加されます。

- a. 正社員等へ転換した際、転換前の6ヶ月と転換後の6ヶ月の賃金を比較して、5%以上増額していること
- b. 有期契約労働者からの転換の場合、対象となる労働者が転換前に企業で雇用されていた期間が3年以下に限られること

2. 諸手当制度共通化コース

諸手当制度共通化コースとは、有期契約労働者等に関して正社員と共通の諸手当制度を新たに設け、適用した場合に助成金が支給されるものです。支給額としては、1事業所当たり1回のみ38万円[28万5,000円]となっています。

今回、これについては新規で支給額を上乗せする加算措置が行われる予定で、人数に応じたものと諸手当の数に応じたものとがあり、以下のようになっています。

- ①人数に応じた加算措置
共通化した対象の労働者2人目以降に適用され、対象労働者1人当たり1万5,000円[1万2,000円]を支給（上限20人まで）。
- ②諸手当の数に応じた加算措置
同時に共通化した諸手当2つ目以降に適用され、諸手当の数1つ当たり16万円[12万円]を支給。

同一労働同一賃金の対応に向けて、処遇の見直しを検討されている企業もあるかと思えます。この助成金の活用も併せて検討したいものです。

あくまでこれらの内容は、平成30年度予算の成立および雇用保険法施行規則の改正が前提となるため、変更される可能性があります。また、助成金には様々な支給要件がありますので、活用にあたっては事前に情報を確認しておきましょう。

※ [] はいずれも中小企業以外の額です。

※ 生産性の向上が認められる場合には支給額の加算があります。

キャリアドッグ面接の実施

研修日時 平成 30 年 2 月 28 日（水） 時間 9：00～17：00
 研修場所 東京都千代田区飯田橋 2-11-5 人材開発ビル 1F 会議室
 内 容 キャリアコンサルタント 保科 昌史 氏
 主 催 人材開発協会

2 月 9 日（金）の第一回キャリア面談に引き続き 2 月 28 日（水）に、第 2 回目のキャリア面談を行いました。

前回同様に、これまで行ってきた研修会に参加して、その修得した技術をどのように今の組織で使うかというテーマでキャリアコンサルタントによる面談がなされました。

面談対象者は自らが自らの言葉で語るにより心に確認を築き上げることが出来たものです。



平成 30 年 2 月 28 日面談風景
 （申請対象者とは限りません）



🕒 面談スケジュール

9：00～9：40	A社
10：10～10：50	B社
11：20～12：00	C社
13：00～13：40	D社
14：10～14：50	E社



2018.4

取引先のゴールデンウィークによる休業日の確認を行い、納期遅れや債権の回収もれを防ぎましょう。特に、月末月初の資金繰りは要注意です。



日	曜日	六曜	項 目
1	日	大安	
2	月	赤口	
3	火	先勝	
4	水	友引	
5	木	先負	清明
6	金	仏滅	
7	土	大安	
8	日	赤口	
9	月	先勝	
10	火	友引	●源泉所得税・復興所得税・住民税特別徴収分の納付（3月分） ●一括有期事業開始届（建設業）届出
11	水	先負	
12	木	仏滅	
13	金	大安	
14	土	赤口	
15	日	先勝	
16	月	先負	●給与支払報告に係る給与所得者異動届の提出
17	火	仏滅	
18	水	大安	
19	木	赤口	
20	金	先勝	穀雨 ●所得税及び復興特別所得税の確定申告納付振替日（口座振替の場合）
21	土	友引	
22	日	先負	
23	月	仏滅	
24	火	大安	
25	水	赤口	●個人事業者の消費税及び地方消費税の確定申告納付振替日（口座振替の場合）
26	木	先勝	
27	金	友引	
28	土	先負	
29	日	仏滅	昭和の日
30	月	大安	●固定資産税（都市計画税）の第1期分の納付 ※市町村の条例で定める日まで [以下、5月1日まで] ●健康保険・厚生年金保険料の支払（3月分） ●労働者死傷病報告書の提出（休業日数1～3日の労災事故[1月～3月]について報告） ●最低賃金適用報告・最低工賃適用報告・預金管理状況報告 ●安全衛生教育実施結果報告